

8-3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販売業者の販売数量		平成27年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に対する 販売数量計 ①+②
	製造場 (課税)	製造場の 支店等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清 酒	kℓ -	kℓ 1,255	kℓ 6,214	kℓ 3,183	kℓ 773	kℓ 55,425	kℓ 27,607	kℓ 3,139	kℓ 28,378
合 成 清 酒	X	X	X	X	X	4,991	X	197	1,860
連続式蒸留しょうちゅう	-	1,640	19,543	78	3	38,702	12,362	1,554	12,366
単式蒸留しょうちゅう	△ 46	35,785	18,223	2,184	337	112,960	46,302	7,519	46,635
み り ん	X	X	X	X	X	11,148	X	443	4,631
ビ ー ル	42	222,249	5,364	59	109	347,163	137,033	7,314	137,141
果 実 酒	-	101	403	26	2	30,225	15,148	3,175	15,150
甘 味 果 実 酒	-	14	63	4	5	949	407	87	412
ウ イ ス キ ー	X	X	X	X	X	13,273	X	716	4,883
ブ ラ ン デ ー	X	X	X	X	X	1,218	X	101	527
発 泡 酒	1	111,087	2	7	13	152,483	54,554	4,438	54,567
原料用アルコール・スピリッツ	391	8,902	2,757	-	1	40,293	12,332	1,225	12,334
リ キ ュ ー ル	88	96,064	15,144	208	67	273,436	98,743	8,349	98,809
そ の 他 の 醸 造 酒	1	76,407	485	11	6	101,470	42,078	3,054	42,084
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	478	553,678	70,313	5,760	1,314	1,183,747	458,466	41,312	459,780

調査期間等：平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
平成 22 年度	29,736	2,360	63,822	145,973	227,961	469,858
平成 23 年度	29,556	2,320	62,970	141,719	233,238	469,807
平成 24 年度	28,825	2,181	61,934	140,896	233,577	467,410
平成 25 年度	28,834	2,116	62,207	141,146	240,944	475,247
平成 26 年度	28,378	1,860	59,001	137,141	233,397	459,780

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 「しょうちゅう」の販売数量は、連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅうの合計である。

(3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税務署名	清酒	合成清酒	連続式蒸留 しょうちゆう	単式蒸留 しょうちゆう	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	その他	合計	税務署名
	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	
門司	408	10	233	626	57	1,307	121	2	62	6	805	186	1,417	485	5,726	門司
若松	793	31	452	1,579	100	3,183	285	5	127	14	1,801	389	3,004	1,449	13,212	若松
小倉	1,471	102	826	2,640	262	9,093	1,190	28	338	51	4,028	1,017	6,528	2,444	30,017	小倉
八幡	1,215	55	654	2,197	287	5,892	623	15	272	40	2,960	623	4,975	1,733	21,541	八幡
博多	1,971	236	516	3,310	502	16,396	2,138	73	627	50	2,975	1,046	6,541	1,696	38,076	博多
香椎	2,158	134	1,015	3,933	624	8,068	1,194	19	372	34	4,272	1,019	9,704	3,623	36,169	香椎
福岡	1,654	131	669	2,960	267	17,047	2,437	39	553	34	3,126	1,185	7,001	1,844	38,947	福岡
西福岡	1,898	106	953	3,683	290	7,685	1,339	24	365	28	4,019	1,027	8,377	2,962	32,755	西福岡
大牟田	970	59	368	1,503	129	4,554	317	11	128	15	1,445	290	2,672	1,350	13,815	大牟田
久留米	1,887	94	570	2,700	230	8,767	765	37	267	29	2,674	540	5,004	2,390	25,952	久留米
直方	425	22	202	794	50	1,643	178	4	66	10	960	190	1,517	751	6,811	直方
飯塚	615	38	305	923	99	1,887	183	5	83	10	1,331	254	2,015	1,200	8,948	飯塚
田川	484	27	236	807	48	1,788	123	4	57	8	1,224	211	1,512	831	7,360	田川
甘木	344	26	142	621	39	1,258	85	4	38	6	582	115	909	571	4,740	甘木
八女	709	14	174	776	68	1,579	118	10	51	5	861	133	1,343	809	6,652	八女
大川	260	20	47	339	22	885	48	1	27	3	377	59	564	344	2,996	大川
行橋	592	32	222	1,268	81	2,346	205	5	95	9	2,035	319	1,710	1,033	9,953	行橋
筑紫	1,214	65	612	2,678	195	4,856	750	14	239	23	2,862	721	6,152	2,465	22,847	筑紫
福岡県計	19,068	1,202	8,196	33,337	3,350	98,234	12,099	300	3,767	375	38,337	9,324	70,945	27,980	326,517	福岡県計
佐賀	1,435	106	377	1,500	207	4,926	451	16	170	19	2,018	370	3,597	1,890	17,082	佐賀
唐津	675	51	181	763	83	2,548	142	5	57	8	1,182	158	1,747	806	8,407	唐津
鳥栖	586	44	227	847	144	2,331	184	7	71	12	1,106	230	2,062	945	8,796	鳥栖
伊万里	452	16	126	542	24	1,431	89	3	39	5	722	99	1,072	584	5,204	伊万里
武雄	1,036	33	222	933	74	3,063	137	8	64	9	1,155	187	1,838	1,063	9,821	武雄
佐賀県計	4,184	250	1,133	4,585	532	14,299	1,003	39	401	53	6,183	1,044	10,316	5,288	49,310	佐賀県計
長崎	1,896	149	1,154	3,187	285	10,080	999	29	333	40	3,773	870	7,192	3,032	33,019	長崎
佐世保	1,011	77	647	1,618	153	4,682	477	20	152	17	2,050	431	3,901	1,649	16,884	佐世保
島原	662	50	314	742	74	2,456	99	6	48	7	912	145	1,200	1,099	7,815	島原
諫早	852	55	463	1,437	154	3,919	329	10	109	27	1,590	306	3,162	1,559	13,971	諫早
福江	146	29	158	424	28	1,020	38	3	19	2	512	53	507	389	3,329	福江
平戸	359	23	132	605	24	1,242	61	2	28	4	713	84	798	658	4,731	平戸
壱岐	76	7	46	483	10	576	20	1	5	1	177	23	293	175	1,894	壱岐
厳原	124	18	123	217	21	633	25	2	21	1	320	54	495	255	2,310	厳原
長崎県計	5,126	408	3,037	8,713	749	24,608	2,048	73	715	99	10,047	1,966	17,548	8,816	83,953	長崎県計
総計	28,378	1,860	12,366	46,635	4,631	137,141	15,150	412	4,883	527	54,567	12,334	98,809	42,084	459,780	総計

(注) 1 この表は、「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。
2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類	前年度末 免許場数	新規 免許場数	免許 取消場数	免許 消滅場数	本 年 度 末 免 許 場 数													(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数			
					6kl未満	6kl以上	10kl以上	60kl以上	100kl以上	200kl以上	500kl以上	1,000kl以上	2,000kl以上	5,000kl以上	10,000kl以上	休 造	合 計(A)			者	者		
清 酒	119	1	-	-	17	2	29	14	7	9	1	1	-	-	-	40	120	12	95	内	11	114	
合 成 清 酒	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	内	-	-	
連続式蒸留しょうちゅう	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	1	4	-	2	内	-	1
単式蒸留しょうちゅう	82	-	-	-	13	6	16	8	3	3	3	4	1	1	1	23	82	8	37	内	8	77	
み り ん	4	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-	-	内	-	3	
ビ ー ル	11	-	-	-	2	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	2	3	11	2	5	内	2	8
果 実 酒	11	2	-	-	8	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	13	9	8	内	8	11	
甘 味 果 実 酒	6	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4	5	2	1	内	3	5	
ウ イ ス キ ー	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2	-	-	内	-	-	
ブ ラ ン デ ー	4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	4	3	-	内	3	3	
原 料 用 アル コ ー ル	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	4	2	1	内	1	2
発 泡 酒	115	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	112	115	1	2	内	1	106
そ の 他 の 醸 造 酒	119	1	-	1	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	112	119	8	3	内	8	112
ス ピ リ ッ ツ	130	1	1	1	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	126	129	1	-	内	1	120	
リ キ ュ ー ル	127	2	1	1	31	8	12	2	2	1	-	-	1	1	1	68	127	4	10	内	3	118	
粉 末 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-	
雑 酒	115	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	115	117	2	1	内	-	108	
合 計	853	10	2	4	82	20	62	26	14	13	7	5	2	2	9	615	857	54	165	内	49	788	
各酒類を 通じたもの	平成24年度				30	4	37	22	9	13	9	-	2	1	5	34	166	17		内	16	156	
	平成25年度				32	5	39	21	9	11	7	2	2	1	5	29	163	16		内	16	153	
	平成26年度				30	4	34	22	10	15	6	3	2	-	5	34	165	18		内	16	153	

調査対象等：平成27年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成26年度内における製造数量別に示した。

- (注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。
 2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。
 3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。
 4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の便宜のためのもの	輸出のためのもの	その他のもの		計	うち実蔵置場数
	自己の製造した酒類のびん詰	共同のびん詰場			設置許可を受けたもの	設置許可を受けないもの		
清酒	-	-	-	12	5	-	17	5
合成清酒	-	-	-	8	-	-	8	-
連続式蒸留しょうちゆう	-	-	-	8	1	-	9	-
単式蒸留しょうちゆう	2	-	-	12	17	-	31	22
みりん	-	-	-	7	-	-	7	-
ビール	-	-	-	12	-	-	12	7
果実酒	-	-	-	8	-	-	8	-
甘味果実酒	-	-	-	8	-	-	8	-
ウイスキー	-	-	-	10	-	-	10	-
ブランデー	-	-	-	9	-	-	9	-
原料用アルコール	-	-	-	8	1	-	9	1
発泡酒	-	-	-	10	2	-	12	-
その他の醸造酒	-	-	-	10	2	-	12	-
スピリッツ	2	-	-	10	15	-	27	-
リキュール	1	-	-	13	6	-	20	-
粉末酒	-	-	-	7	-	-	7	-
雑酒	-	-	-	10	2	-	12	-
合計	5	-	-	162	51	-	218	35
うち実蔵置場数	2	-	-	15	18	-	35	

連続式蒸留機の設備を有する製造場数	
製造場数	基数
2	4

酒母及びもろみの製造場数		
区分	製造場数	
	場	うち休場数
酒母	11	4
もろみ	27	9

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：平成27年3月31日

用語の説明：1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

(3) 販売業免許場数

区 分		本 年 度 末 販 売 場 数 (A)			(A)のうち 1年以上引続き 休止している 販 売 場 数	本 年 度 末 販 売 業 者 数										
		卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に 条件が付されて いないもの	計												
販卸 売売 方に 法限 る 条旨 件 の が 条 付 件 さ が れ 付 て さ い な れ い て も い る も の 及 び の	全	酒	類	場	35	278	313	場	12	121						
	ビ	ー	ル	場	-	12	12	場	1	5						
	洋		酒	場	1	42	43	場	2	16						
	輸	出	入	酒	類	26	55	81	場	4	54					
	店	頭	販	売	酒	類	-	11	11	-	-					
	協	同	組	合	員	間	酒	類	-	-	-					
	自	己	商	標	酒	類	-	10	10	-	3					
	自 製 酒 類	清	酒	・	み	り	ん	3	17	20	-	4				
		合	成	清	酒	・	し	ょう	ち	ゅう	9	14	23	-	3	
		ビ	ー	ル	1	3	4	-	-	-	-					
		洋		酒	1	6	7	-	-	-	1					
		計	14	40	54	-	8									
	期	限	付	-	-	-	-	-	-	-						
	そ	の	他	の	酒	類	5	1	6	1	6					
合	計	81	449	530	20	213										
合 計 の ち	小	売	業	者	の	共	同	購	入	機	関	16	1	17	-	17
	卸	売	業	者	の	共	同	購	入	機	関	-	-	-	-	-
	製	造	者	の	共	同	販	売	機	関	3	-	3	1	3	
販 の 条 件 法 が 付 に さ れ 小 売 に い 限 る も の 旨 の	全 酒 類	一	般	の	も の			9,887	179	6,407						
		期	限	付			-	-	-							
		特	殊	の	も の			-	-	-						
		計	9,887	179	6,407											
	そ の 他 の 酒 類	一	般	の	も の			114	2	65						
		期	限	付			-	-	2	1						
		特	殊	の	も の			2	-	1						
		通	信	販	売	だ	け	の	も の	103	3	63				
		計	219	5	131											
	合	計	10,106	184	6,538											
媒	介	業			24	-	4									
代	理	業			-	-	-									

調査時点：平成27年3月31日

用語の説明：1 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。

2 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをい

なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。

3 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。

4 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

